2026年度

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2 年 短 縮 型】

法律科目試験問題：民事訴訟法

（配点：80 点）

注 意 事 項

1　机上に各自の「受験票」を出しておくこと。

2　問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。

3　問題冊子は、全部で２ページである。

解答用紙は、全部で６ページである。

問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。

4　解答用紙は切り離さないこと。

解答用紙は、６ページを超えて使用することはできない。

5　解答用紙の上部所定欄に、１ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、２ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。

6　解答は、第１問は１ページから、第２問は３ページから記入すること。

7　解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

8　解答用紙には黒鉛筆（HB か B）、シャープペンシル（B）、黒ボールペン又は万年筆（黒インク）を使用すること。

9　営利目的で複製、転載、転用することを禁止する。また、入試問題を二次利用する場合は別途著作権許諾処理等を行うこと。

（民事訴訟法）

第１問

以下の各文の正誤を答えなさい。正しい場合には、その根拠条文または最も関連する条文（条のみならず、項・号、本文・但書など、可能な限り特定すること）を挙げなさい。誤りがある場合には、その理由を簡潔に（2 行程度）答えなさい。なお、解釈の余地がある場合には最高裁判例の趣旨に照らして考えなさい。

（配点：30 点）

問 1　第一審裁判所は、訴えが不適法であるときは、口頭弁論を経ずに判決で訴えを却下しなければならない。

問 2　銀行の貸出稟議書は、特段の事情がない限り、文書提出命令の対象とはならない。

問 3　ＸのＹに対する所有権に基づく甲土地に係る所有権移転登記手続請求を棄却する前訴判決が確定した後、ＸがＹに対して甲土地の所有権確認を求める訴え（後訴）を提起した場合に、後訴裁判所が、前訴事実審口頭弁論終結時前の相続による所有権取得を理由にＸの請求を認容することは、前訴判決の既判力に抵触し、許されない。

第２問

Ｘは、Ｙを被告として、500 万円の貸金返還請求の訴えを提起した。その際、Ｘは、500 万円をＹに期限を定めて貸し渡したが（以下、これを「本件消費貸借契約」という）、期限になっても 500 万円を返還しないと主張した。これを前提に、以下の各問に答えなさい。なお、各問は、それぞれ独立した問題である。

（配点：50 点）

問１　これに対して、Ｙは、Ｘの主張する請求原因事実をすべて否認した。この場合に、裁判所は、証拠調べの結果、ＹがＸから受け取った 500 万円は、ＸがＹに対して負っていた 500 万円の売買代金債務の弁済のためにＸがＹに渡したものであるという、両当事者が主張していなかった事実を認定して、Ｘの請求を棄却する判決を言い渡すことはできるか。

問２　これに対して、Ｙは、Ｘの主張する請求原因事実をすべて否認すると同時に、ＹはＸと通じて真意でない意思表示を行って本件消費貸借契約を締結しているとの具体的な事実を仮定的に主張したが、ＸはこのＹの主張を争った。この場合に、裁判所は、証拠調べの結果、Ｘが主張した請求原因事実はいずれも真実であるとの心証を抱いたが、それと同時に、ＹはＸと通じて真意でない意思表示を行って本件消費貸借契約を締結しているとの具体的な事実の存否は不明であるとの心証を抱いた。この場合、裁判所は、どのような判決を言い渡すべきか。

＜出題の趣旨等　2026年度　民事訴訟法＞

〔出題の趣旨〕

第1問は、口頭弁論の要否、文書提出命令、既判力の客体的範囲等の事項について、基本的な知識 を問うている。第2問は、弁論主義や証明責任の分配について問うている。いずれの問題も、民事訴訟手続に関する基本的な知識と論述能力を試している。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうかが、前提として問われている。

〔配点〕

第1問（計30点）

(1)　10点

(2)　10点

(3)　10点

第2問（計50点）

問1　25点

問2　25点

合計80点

〔採点基準〕

・第1問について

(1) では、訴訟判決の際の口頭弁論の要否について、条文に即して説明することが求められる。

(2) では、文書提出義務の範囲に関する基本的な理解を示すことが求められる。

(3) では、既判力の客体的範囲について、事案に即して適切に論じることが求められる。

・第2問について

問1では、原告の請求原因事実に対する被告の積極否認に該当する事実について、弁論主義における当事者による事実主張の原則の適用があるかどうかについて、適切に説明することが求められる。

問２では、通謀虚偽表示（民法 94 条 1 項）の要件を基礎付ける主張事実が証拠調べの結果によっても存否不明である場合には、客観的証明責任の分配により裁判所がどのような判決をすべきかについて、適切に説明することが求められる。

以上